

## 第一章 総 則

(名称)

- 第1条 本連盟は、香川県剣道連盟と称する。
- 2 本連盟の略称は、「香剣連」とする。

(事務所)

- 第2条 本事務局は、高松市丸の内4-6 アラキビル二階南に置く。

(組織)

- 第3条 本連盟は、香川県内の剣道(居合道を含む)団体をもって組織する。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

- 第4条 本連盟は、剣道(居合道を含む)の振興、普及により県民の健康保持の増進と剣道精神の涵養を図り、加盟団体その他関係者相互の連絡並びに親睦、融和に資することを目的とする。

(事業)

- 第5条 本連盟は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。
- (1) 剣道、居合道大会、講習会の開催
  - (2) 剣道、居合道審査会の実施及び級位の付与
  - (3) 剣道功労者の表彰及び弔祭
  - (4) 関係官庁、関係団体との連絡並びに協力
  - (5) 加盟団体の強化発展並びに相互の連絡
  - (6) その他連盟目的達成に必要と認める事項

## 第三章 会 員

(会員)

- 第6条 本連盟は、下記の会員をもって組織する。
- (1) 大川 小豆 高松 坂出 綾歌 丸亀 仲多度:善通寺  
三豊:観音寺 警察 学剣連 高体連 中体連 居合道(13団体)
  - (2) 特別会員(剣道に理解を有し、又は学識経験者で理事会で推挙した者)

(加入:脱退)

- 第7条 加盟団体の加入及び脱退については、会長が理事会に諮り決定する。

## 第四章 役員

(役員)

第8条

本連盟は、下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名 (会長:副会長も理事職)
- (7) 事務局長 1名
- (8) 審査員選考委員 5名 (原則として範士2名、理事2名、学識経験者1名)
- (9) 全剣連評議員 1名
- (10) 監事 2名

(選出方法)

第9条

役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において推薦し、総会に諮り承認を得て、推挙する。
- (2) 副会長は、理事会において推薦し、総会に諮り承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- (3) 理事長、副理事長、常任理事は、理事の互選による。
- (4) 理事は、加盟団体より1名選出する。但し、県庁所在地からは5名と警察から2名を選出する。又、理事長に選出された団体からは1名補充する。尚、女性理事2名以上、選出する他、特に必要な場合は、会長推薦の理事を若干名選出することができる。
- (5) 事務局長は、理事会において選出し、常任理事を兼務する。
- (6) 上記役員で、やむを得ない諸事情ある場合は、選出方法に従って役職を兼務することができる。
- (7) 全剣連評議員は、常任理事会に諮り会長が委嘱する。
- (8) 監事は、理事会において選出し、理事を兼ねることができない。
- (9) 審査員選考委員は、理事会において選出し、会長が任命する。
- (10) 審査員は、審査員選考委員会において選出し、会長が任命する。  
尚、審査員の定年は、満65歳とし、定年年齢に達した日の属する月の月末とする。  
但し、居合道については延長することができる。

(任務)

第10条

役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、これを統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは予め会長の定めた順位によりこれを代行する。
- (3) 理事長は、会務の企画、立案その他必要事項を処理する。

- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、必要に応じ代行する。
- (5) 常任理事は、常任理事会を組織し、提案事項を協議する。
- (6) 理事は、理事会を組織し、提案事項を審議決定する。
- (7) 事務局長は、本連盟の事務及び会計に関する事項を処理する。
- (8) 全剣連評議員は、香剣連を代表し、全剣連評議員会に参加する。
- (9) 監事は、本連盟の会計、会務を監査する。
- (10) 審査員選考委員は、委員会を組織し、必要事項を協議して会長の諮問にこたえる。

(任期:定年)

- 第11条 役員任期は、2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。  
補欠による役員任期は前任者の後任期間とする。
- 2 役員は、任期満了後も、前任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
  - 3 役員「定年」を80歳とする。(原則、名誉役員も準ずる。)
  - 4 役員に最初に就任する際の年齢は、70歳を超えないものとする。

(名誉役員)

- 第12条 本連盟は、名誉会長、相談役、名誉顧問、顧問をおくことができる。
- (1) 名誉会長、相談役、名誉顧問、顧問は理事会に諮り会長が委嘱する。
  - (2) 名誉会長、相談役、名誉顧問、顧問は会長の諮問に応じて理事会に出席することができる。

(事務局)

- 第13条 本連盟は、事務局次長以下事務局員を置く。
- (1) 事務局次長、審査課長、事業課長及び事務局員は理事会に諮り委嘱する。
  - (2) 事務局次長、審査課長、事業課長及び事務局員は、事務局長を補佐し、各種業務にあたる。

## 第五章 会 議

(委員会)

- 第14条 本連盟の会議は、総会、常任理事会、理事会、審査員選考委員会とする。

(総会)

- 第15条 総会は、会長が招集し、次の事項を決議する。
- (1) 会則の変更
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 事業計画及び事業報告
  - (4) 役員改選
  - (5) その他重要事項
- 2 総会は、毎年事業年度終了後一ヶ月以内に開催する。但し、会長が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事長が招集し、会務の企画立案及び系統団体への報告等必要な事項を協議する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、理事長が招集し、会務、事案の準備及び緊急事項の処理にあたる。この場合は次の理事会に報告し、承認を得なければならない。

(審査員選考委員会)

第18条 審査員選考委員会は、理事長が招集し、段位を審査する審査員を選考するほか、運営については全剣連剣道段位審査規則及び細則を準用する。

(専門委員会)

第19条 本連盟は、理事会の決議によって専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員で組織する。
- 3 専門委員は、理事会の決議によって会長が委嘱する。  
その任期は、委嘱の日から2年とする。
- 4 専門委員会は、必要に応じて理事会の諮問に応えるものとする。
- 5 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会に別に定めるものとする。

(会議)

第20条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。尚、議決を委任した場合は出席とみなす。

## 第六章 懲 罰

(懲罰)

- 第21条
- 1 加盟団体の長は、所属団体の会員に規律違反があると認めるときは、ただちに事実を調査し、申立書により会長のい申し立てをしなければならない。(様式第1号)
  - 2 会長は、会員の懲戒処分を実施する場合は、公正な取扱いを行うため懲罰委員会(以下委員会と言う)を設置し、委員会の勧告に基づき、懲罰を決定する。  
(様式第2号3号4号)
  - 3 委員会は、委員長1名 副委員長2名 委員7名以内で構成し、以下の事項について審議し、会長に勧告する。(様式第5号) ただし、懲罰対象者の弁明の機会を確保するものとする。
    - (1) 事実関係の調査及び確認
    - (2) 懲罰を科することの適否の判定
    - (3) 懲罰の種類判定ア 除名(永久)

イ 会員資格の停止(5年、3年、1年)

ウ 訓戒

エ 嚴重注意(口頭)

尚、会長(副会長含む)は委員会に出席し、オブザーバーとして意見を述べることができる他、必要がある場合は外部有識者(弁護士等)を選任し、意見を聞くことができる。

- 4 委員長は理事長、副委員長は副理事長がこれを務めるものし、委員については理事の中からその都度、会長が任命する。
- 5 委員長は、会務を総理し、また、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、委員長が招集する。
- 7 懲罰を受けた者は、処分があったことを知った日(通知書を受け取った日)の翌日から起算して60日以内に不服申立てをすることができる。

但し、特別の理由がある場合はこの限りではない。

## 第七章 会 計

(経費)

第22条

本連盟の経費は、次の収入をもってこれにあたる。

- (1) 寄付金
- (2) 加盟金及び加盟団体負担金
- (3) 審査受審料
- (4) 登録料
- (5) 講習料
- (6) 級位証書料
- (7) 雑収入
- (8) その他

(加盟金)

第23条

本連盟の加盟金は、1万円とし、加盟申込みと同時に納入すること。

- 2 本連盟の加盟団体は、次の負担金を毎年6月までに納入しなければならない。

(1) 大川	33,000
(2) 小豆	12,000
(3) 高松	160,000
(4) 坂出	20,000
(5) 綾歌	15,000
(6) 丸亀	40,000
(7) 仲多度:善通寺	32,000
(8) 三豊:観音寺	50,000
(9) 警察	12,000
(10) 学剣連	12,000

(11) 居合道 30,000

(会計年度)

第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第八章 事 務

(帳簿)

第25条 本連盟の事務処理は、事務局長が管理し、下記帳簿は事務局に備え付けるものとする。

1. 来簡簿 2. 発簡簿 3. 金銭出納簿 4. 会員名簿
5. 領収証綴り 6. 参考綴り

(事業年度)

第26条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 附 則

第 1条 本 会 則 は昭和42年4月1日より施行する。

一部改正	昭和47年	3月 5日	施行
一部改正	平成 4年	4月 1日	施行
一部改正	平成 8年	4月 1日	施行
一部改正	平成11年	4月17日	施行
一部改正	平成12年	4月 1日	施行
一部改正	平成17年	4月 1日	施行
一部改正	平成18年	4月 1日	施行
一部改正	平成19年	4月 1日	施行
一部改正	平成20年	4月 1日	施行
一部改正	平成21年	4月25日	施行
一部改正	平成22年	4月24日	施行
一部改正	平成27年	4月18日	施行
一部改正	平成29年	4月15日	施行
一部改正	平成31年	4月13日	施行
一部改正	令和2年	4月11日	施行
一部改正	令和3年	4月10日	施行

様式第1号

年 月 日

香川県剣道連盟 会長 殿

剣道連盟  
会長 印

申 立 書

次の者の懲罰につき、下記のとおり申し立てる。

記

- 1 発覚の端緒
- 2 事実発生の年月日及び場所
- 3 内容
- 4 添付書類
  - (1) 証拠
  - (2) その他参考資料等



様式第2号

懲 罰 処 分 書	
氏名	職
懲戒処分の内容	
年 月 日	
香川県剣道連盟会長	
氏 名	印



交付 年 月 日	年 月 日	交付場所	

様式第3号

<p>処 分 説 明 書</p>	
<p>処分者職 氏名 香 川 県 剣 道 連 盟 会 長 印</p>	
<p>処分を受けた会員について</p>	
<p>氏 名 (フリガナ)</p>	<p>所属連盟</p>
<p>身 分 (役 職)</p>	<p>処分年月日 年 月 日</p>
<p>根 拠  会 則 第20条第2項</p>	<p>処分の種類及び程度</p>
<p>処分の理由</p>	

香川県剣道連盟会則第20条第7項の規定により不服申し立てをしようとするときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に香川県剣道連盟にしなければならぬ。

但し、特別の理由がある場合はこの限りでない。

様式第4号

訓 戒

所属連盟

職

上記の者に対し、香川県剣道連盟会則第20条第2項の規定により訓戒する。

年 月 日

香川県剣道連盟 会長

印

様式第5号

年 月 日

香川県剣道連盟 会長 殿

委員長 印

勸 告 書

年 月 日付 に関する懲戒審査要求  
に基づき、審査した結果、下記のとおり決定したので勧告する。

記

(懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項)

	印
委員長	印
副委員長	印
副委員長	印
委 員	印
委 員	印
委 員	印
委 員	印
委 員	印

委員  
委員  
委員

印  
印  
印



















